

事務連絡
令和3年3月29日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

クラスター対策班への相談について

新型コロナウイルス感染症対策については、御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

クラスター対策班への相談の目安等については、「新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）対策について」（令和2年2月26日各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示しをしたところです。以来、のべ145件の支援（3月29日時点）をさせていただいております。

その中で、医療機関や施設の事例については初動対応の遅れがクラスターの大規模化につながりやすいこと、特に変異株を中心として地域での流行拡大を防ぐには、タイミングを逸せず先回りした調査や対応を行うことが重要であることがわかってきました。このため、クラスター対策班のさらなる弾力的な活用をお願いしたく、下記のとおり積極的に御相談をいただければと存じます。

記

- 1 貴自治体において、高齢者・基礎疾患のある方のように、重症化しやすい方が多数感染しているような事案、変異株の地域流行の端緒等についての情報を把握された場合には、クラスター対策班の支援の活用について積極的に御検討をお願いいたします。
- 2 支援要請をいただく前の段階においても御相談に応じることが可能であるため、積極的な御相談をお願いします。

【クラスター対策班への相談窓口】

電話： 03-5253-1111 内線 8010 / 070-1002-5829

（受付時間：土日祝日含む 9:30～20:00）

メール： cluster@mhlw.go.jp